第六十三条第二項	会計法第二十八条第二項	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する会計法第二十八条第二項			
	債権者又は出納官吏	緊急措置法第八条第三項に規定する政令で定める者			
第百二十一条	資金の前渡を受けた職員	出納官吏			
第百二十五条	第百二十条から第百二十三条まで	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第百二十一条			
	これらの規定	同条			
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）	第一条	現金出納職員	第三条第一項第三号、	現金出納者	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する法第三条第一項、法
	第九条第二項ただし書	次に掲げる債権	法第十二条各号に掲げる者	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する予算決算及び会計令第六十二条第一項の規定による納付金及びこれに準ずる返納金で現金出納者が隔地の債権者に現金の支払をするため日本銀行に交付した資金に係るものに係る債権	
	第十一条第一項	法第十二条各号に掲げる者	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する法第十二条に規定する者	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第九条第二項ただし書に規定する債権	
	第十四条	次に掲げる債権			

2　前項の場合において、会計法第三十九条第二項、第四十条及び第四十条の二並びに予算執行職員等の責任に関する法律第六条並びに予算決算及び会計令第百十一条の規定は、適用しない。

3　法第八条第五項の規定による政令以外の命令の適用に関し必要な読替えは、当該命令を発する者が定める。

（特定原子力損害の賠償に相当する金銭の支払）

第八条　法第九条第一項の政令で定める金銭の支払は、特定原子力損害の賠償の額が確定したときにその履行に充てるべきものとして特定原子力事業者が行う一切の金銭の支払とする。

（主務大臣等）

第九条　法第十五条の政令で定める大臣は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一　第一条第一号に掲げる事業　厚生労働大臣

二　第一条第二号及び第三号に掲げる事業　国土交通大臣

三　第一条第四号に掲げる事業　農林水産大臣及び経済産業大臣

四　第一条第五号に掲げる事業　農林水産大臣

五　第一条第六号に掲げる事業　当該事業を所管する大臣

2　この政令における主務省令は、主務大臣が発する命令とする。

（主務省令への委任）

第十条　この政令に定めるもののほか、仮払金の支払の手続その他仮払金の支払に関し必要な事項は、主務省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十三年九月十八日）から施行する。

（検討）

2　政府は、特定原子力事業者による特定原子力損害の賠償の支払の状況その他の事情を勘案し、特定原子力損害を受けた者の早期の救済及び適正な国民負担の観点から、仮払金対象損害の範囲の見直しその他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○経済産業省令第四十九号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「〇・八パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

第四十八条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十五条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第七号

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）の施行に伴い、及び会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則を次のように定める。

平成二十三年九月十六日

会計検査院長　重松　博之

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則

（会計検査院法の規定の適用）

第一条　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定による会計検査院法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。